

2023年 第22回全日本 49er クラス選手権大会 第8回全日本 49erFX クラス選手権大会 第22回全日本 29er クラス選手権大会

神奈川県藤沢市 江の島ヨットハーバー

2023年9月2日 - 9月3日

V2 コース、マークの変更

帆走指示書 (SAILING INSTRUCTIONS)

1. 規則

- 1.1. 本大会には「2021～2024 国際セーリング競技規則」(以下、RRS)に定義された「規則」、日本セーリング連盟規程、レース公示(以下、「NOR」)、このSAILING INSTRUCTIONS(以下、「SI」)を適用する。
- 1.2. SIと他の適用規則が矛盾した場合、SIを優先する。これは規則63.7を変更している。
- 1.3. 本大会の全ての規則を決定するのは次の通りとする。
 - 1.3.1. **[DP]**は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。
 - 1.3.2. **[SP]**は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。
 - 1.3.3. **[NP]**は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則60.1(a)を変更している。
- 1.4. RRS付則Tを適用する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会公式ホームページ上 (<https://www.racingrulesofsailing.org/documents/7026/event>) に設置されたオンライン掲示板に掲示される。なお、江の島ヨットハーバー セーリングセンター大会本部前にも補助的な位置づけとして競技者への通告を掲示するが、大会公式ホームページ上の公式掲示板における掲示物と順序や内容、掲示時刻が異なった場合には、大会公式ホームページ上の公式掲示板が正式なものとなる。また、以下に開設された「LINE オープンチャット」(参加コード: 49er29er)にてAP旗掲揚など主にスケジュールや公式掲示板に関する案内を補助的に行う。



URL: <https://00m.in/yqw1B>

* オープンチャットにおけるプロフィール名は、参加選手については「クラス_SailNo_氏名」(例: 29er_029_高橋太郎)、支援者については「所属_氏名」、運営要員については「RC_氏名」とすること。

3. SI およびレース日程の変更

SIの変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の60分前までに掲示される。ただしレース日程の変更はそれが発効する前日の21時までには掲示される。

4. 行動規範

- 4.1. [DP] 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。
- 4.2. [DP] 競技者および支援者は、主催団体によって提供された装備の取扱いを、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく、実行しなければならない。

5. 陸上で発する信号

- 5.1. 陸上で信号を発することはせず、LINE オープンチャットにて代替する。
- 5.2. 回答旗がオンライン(LINE オープンチャット)上にて提示された場合は、レース信号回答旗中の「1分」を「40分」と置き換える。

6. レース方式

- 6.1. 49er/49erFX については、同時にスタートを行うが、着順はクラス毎に記録する。

7. 日程

7.1. レース日程

	Date	Event	Time
Day1	9月2日 (土)	登録受付・計測 開会式・ブリーフィング 第1レース予告信号 引き続きレースを行う(合計4レースを予定)	09:00-10:30 10:30 11:45
Day2	9月3日 (日)	ブリーフィング その日最初のレース予告信号 引き続きレースを行う(合計4レースを予定) 閉会式	09:30 10:45 TBA

- 7.2. 本レガッタは各クラス8レースとする。
- 7.3. 1日に実施するレースは最大5レースとする。
- 7.4. 1日につき1レースのみ、翌日に予定されたレースを前倒しもしくは前日までに消化できなかったレースを実施することがある。
- 7.5. 1つのレースまたは一連のレースがまもなく始まることの注意を喚起するために、予告信号が掲揚される最低5分以前に音響信号1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 7.6. 天候その他の事情により日程はレース委員会の裁量で変更することがある。
- 7.7. 最終日は、それぞれのレースエリアにおいて、最初にレースするクラスに対して14時30分より後に予告信号は発せられない。

8. クラス旗

- 8.1. クラス旗は次の通りとする。

種 目	クラス旗
49er クラス	白色地に赤色で"49er"
49erFX クラス	水色地に黒色で"FX"
29er クラス	白色地に青色で"29er"

9. レース・エリア

- 9.1. レース・エリアのおおよその位置は、添付図1に示す通りである。
- 9.2. 添付図1どおりのレースエリアにならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。これは、規則62.1(a)を変更している。

10. コース

- 10.1. 添付図2のコース図は、各レグ間の角度、通過するマークの順序及びそれぞれのマークを通過する側を含むコースを示す。
- 10.2. 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位及び帆走すべきコースを掲示する。
- 10.3. ゲートマークにおいて片方のマークのみが設置されている場合、そのマークをポートに見て回航しなければならない。

11. マーク

マークは次の通りとする。

Mark 1, 4s/4p	Mark 4p	Mark1 New Mark	Starting Line Mark	Finishing Line Mark
黄色の円柱 ブイ(大)	レース委員会艇	オレンジ色の 円柱ブイ (中)	レース委員会艇 黄色の円柱ブイ (大)	レース委員会艇 黄色の円柱ブイ (大)

12. スタート

- 12.1. スタート・ラインは、スターボードの端となるレース委員会艇の『オレンジ色旗』を掲げたポールと、ポートの端のスタート・マークのコース側の間とする。
- 12.2. [DP] [NP]他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから概ね 100m以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。
- 12.3. スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは規則 A4 と A5 を変更している。

13. コースの次のレグの変更

レース委員会は、(a)新しい変更用マークを設置するか、(b)フィニッシュ・ラインを移動するか、もしくは (c)風下マーク(4s/4p)を移動することによってコースの次のレグの変更を行う。新しい変更用マークを設置した場合、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

14. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインはレース委員会艇の青色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークのコース側との間である。

15. ペナルティ方式

- 15.1. 規則 44.1 と規則 P2.1 における『2 回転ペナルティ』を『1 回転ペナルティ』に置き換える。
- 15.2. 規則 42 違反に対し、付則 P を適用する。
- 15.3. 付則 P2.3 は適用されず、付則 P2.2 を変更し、2 回目以降のペナルティに適用される。
- 15.4. レース公示、クラス規則、規則 50 の違反に対するペナルティはプロテスト委員会の裁量により決定する。

16. タイム・リミット

- 16.1. タイム・リミットとターゲット・タイムは以下のとおりとする。
ただしターゲット・タイムどおりにならなくても、救済要求の根拠とはならない。

レース・タイム・リミット	マーク 1 のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
60 分	20 分	10 分	25~30 分

マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しなかった場合、レースは中止される。これは規則 32.1 を変更している。

- 16.2. 各クラスとも、規則 28 に基づき、かつ規則 29.1、規則 30.3、規則 30.4、に違反しないでスタートした最初の艇のフィニッシュ後 10 分以内にフィニッシュしない艇は「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは規則 35 及び規則付則 A4 と A5 を変更している。
- 16.3. ターゲット・タイム通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a)を変更している。

17. 抗議と救済の要求

- 17.1. 審問要求書は、オンラインフォームにて提出しなければならない。ただし、オンラインでの提出が困難な場合には書面による提出もできるものとする。審問要求書は、江の島ヨットハーバー セーリングセンター2F の大会本部で入手できる。抗議及び救済または再審の要求は適切な制限時間内に大会本部に提出しなければならない。
- 17.2. 抗議締切時刻はその日の最終レース終了後またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から 60 分とする。この項は規則 61.3 を変更している。
- 17.3. 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に通告するために、抗議締切時刻後 20 分以内に一覧及び審問開始予定時間をオンライン掲示板の審問予定(Hearing Schedule)に掲示する。審問は江の島ヨットハーバー セーリングセンター2F 会議室にあるプロテスト・ルームで行われ、抗議締切り時刻前に行われることもある。
- 17.4. レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議を規則 61.1(b)に基づき伝えるために公示する。
- 17.5. SI 1.3 に基づき標準ペナルティを課せられた艇のリストおよび規則 42 違反に対するペナルティを課せられた艇のリストをオンライン掲示板の水上ペナルティ(On-The-Water Penalties)に掲示する。
- 17.6. 審問の順序及び待機場所
 - (1)審問は基本的に受付順に行う。
 - (2)当事者は、レース・オフィス前に待機していなければならない。

- 17.7. 規則 77、付則 G は、艇からの抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1(a)を変更している。
- 17.8. レースを行う最終日には、審問の再開要求は、次の時間内に提出されなければならない。
- (1)再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時刻まで。
- (2)再開を要求している当事者が当日に判決を通告された後 20 分以内。
- この項は規則 66 を変更している。

18. 得点

- 18.1. シリーズが成立するためには、各クラスとも 2 レースを完了することを必要とする。
- 18.2. 完了したレースが 4 レース未満の場合、艇のシリーズの得点はレース得点の合計とする。
- 18.3. 完了したレースが 4 レース以上の場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。
- 18.4. 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合には、競技者は大会本部に訂正を要請しなければならない。

19. [DP] [NP] 安全規定

- 19.1. レース委員会は、下記の安全規定の違反に対し、艇を抗議することが出来る。
- 19.2. レースに参加（出艇）しない艇は、参加しないレースナンバーをレース委員会に報告しなければならない。
- 19.3. **[SP]** 申告(チェックアウト・チェックイン)
本大会は、チェックアウト・チェックインを艇長のサインにて行う。
- 19.3.1. レースに参加しようとする艇のヘルムスマンは、その日の予告信号予定時間 40 分前までに江の島ヨットハーバー セーリングセンター2F 会議室にてチェックアウト(出艇)申告を行わなければならない。
- 19.3.2. 帰着した艇のヘルムスマン（レース委員会が正当な理由があると認めた場合その代理人）は、帰着後速やかに(出来るだけ早い機会)に、またその日の最終レース終了後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分以内に江の島ヨットハーバー セーリングセンター2F 会議室にてチェックイン(帰着)申告を行わなければならない。
- 19.4. 出着艇は江ノ島ヨットハーバーからのみとする。
- 19.5. 海上でリタイアした艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前にレース委員会艇にその旨を伝えること。また、帰着後、出来るだけ早くレース委員会に伝えなければならない。
- 19.6. **[DP]**各艇の乗員は、離岸から着岸まで、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用していなければならない。これは規則 40 を変更している。なお、個人用浮揚用具とは、体重を支えるに十分な浮力があり、体重・体格に合致したサイズ表示と浮力が明示されたものであること。膨張式浮揚用具、ドライスーツおよびウェットスーツはこれに含まれない。
- 19.7. 救助を求める必要がある場合には、“手のひらを広げて”振り、その意志を表わすこと。救助の必要がない場合には“こぶしを握って”振ること。
- 19.8. 必要とみなされた場合、競技者は自艇を放棄してレスキュー・ボートに乗艇するよう運営艇に命じられることがある。強制救助に対しては、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

20. [DP] [NP]乗員の交代と装備の交換

- 20.1. 競技者を交代する必要がある場合には、レース委員会にその旨を伝え、レース委員会の許可を得るものとする。
- 20.2. 損傷または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会へ最初の妥当な機会に申告すること。

21. 艇、装備および衣類の検査

- 21.1. 計測は、テクニカル委員会の判断により、任意の日程に行われることがある。
- 21.2. 艇、装備および衣類は、クラス規則と SI に従っていることを確認するため、大会期間中にいつでも検査されることがある。

22. 欠番

23. [DP][NP]支援艇

- 23.1. チーム・リーダー、コーチその他の支援者は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。ただし、レスキュー等緊急の場合を除く。

- 23.2. レース委員会は、支援艇に対して無線または口頭でレース・エリアに入った救助活動の協力を要請する場合がある。この場合、SI 23.1 は適用されない。
- 23.3. 支援艇の乗員は、離岸から着岸まで、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、個人用浮揚用具を着用していなければならない。ウエット・スーツとドライ・スーツは個人用浮揚用具ではない。
- 23.4. 支援艇のドライバーは、艇外に投げ出されたりその他の理由で支援艇がコントロール不能とならないために、支援艇のエンジンが動作している時は常にキル・コードを装着していなければならない。
- 23.5. レース委員会から許可を得た場合を除き、レース・エリア及び大会会場においてドローン等の飛行を禁止する。
- 23.6. 支援艇は、ヨットモーターボート保険（対人対物賠償責任保険及び搭乗者傷害保険）に加入していること。

24. [DP][NP]ごみの処分等

ごみを故意に投棄してはならない。ごみは支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

25. [DP]無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。ただし、レース委員会が用意するトラッキングシステムは含まない。

26. 賞

各クラスの成績上位者には賞が授与される。

27. 肖像権と電子機器

- 27.1. 競技者は、本レガッタに参加することにより、レガッタ期間中の競技者または競技者の装備に関する動画、写真等の映像について、その競技者に予告なく主催団体の判断で使用する権利を主催団体に与えるものとする。
- 27.2. 艇は主催団体により支給された電子機器を艇の指定された位置に搭載するよう要求されることがある。

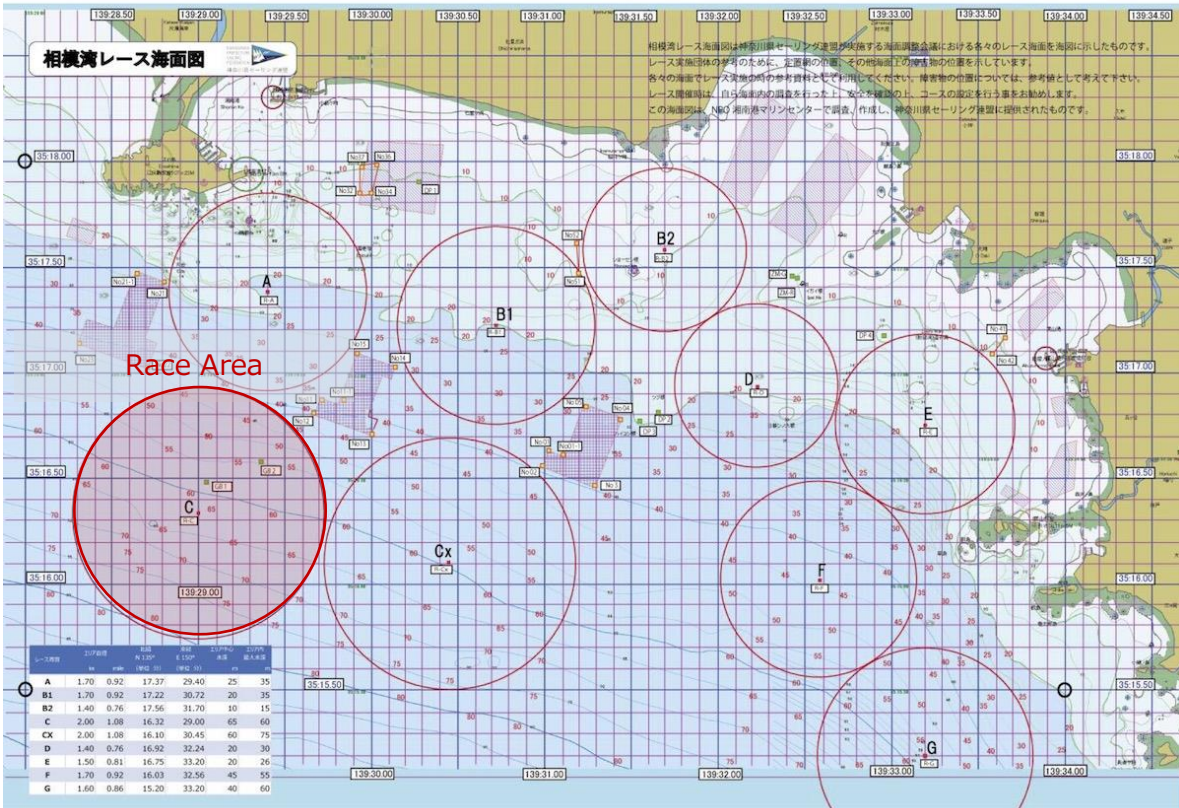
28. リスク・ステートメント

RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

29. [DP][NP]保険

競技者は、有効な傷害保険及び第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

添付図1 レース・エリア



添付図2 コース図

L2: Start - 1 - 4s/4p - 1 - Finish
 L3: Start - 1 - 4s/4p - 1 - 4s/4p - 1 - Finish

